平成２４年（フ）第２２３号
奈良県生駒市光陽台258番地６
債務者　三阪　康代
１　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２６２号
奈良市三条桧町29番14号
債務者　中岡　孝子
１　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３１１号
奈良県生駒市中菜畑２丁目1063番地
債務者　富田エミコ
１　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３７３号
奈良市六条西６丁目５番21―１号
債務者　大髙　充代（旧姓生田・木下）
１　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１２４号
鳥取県鳥取市面影２丁目５番16号
債務者　中尾　　剛
１　決定年月日時　平成24年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２５号
鳥取県鳥取市面影２丁目５番16号
債務者　中尾　朗子
１　決定年月日時　平成24年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５８号
島根県仁多郡奥出雲町河内368番地
債務者　内田小百合
１　決定年月日時　平成24年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６５号
島根県仁多郡奥出雲町河内368番地
債務者　内田　一司
１　決定年月日時　平成24年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５４９号
広島市安芸区矢野西３丁目43番11―２号
債務者　野坂　英己
１　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０９号
広島県三原市久井町江木78番地１、住民票上の住所岡山県岡山市北区建部町桜1130番地
債務者　江川　　満
１　決定年月日時　平成24年10月26日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第３１４号
愛媛県松山市古三津２丁目20番35号　カイカビル401号
債務者　仲村惠美子
１　決定年月日時　平成24年10月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３４号
愛媛県松山市道後湯之町４番12号　ロイヤル道後205号
債務者　加茂るり子
１　決定年月日時　平成24年10月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５３号
愛媛県伊予郡砥部町宮内130番地
債務者　中田久美子
１　決定年月日時　平成24年10月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５６号
愛媛県松山市立花１丁目６番25号　コーポ福住Ｂ202号
債務者　溝田八代美
１　決定年月日時　平成24年10月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７０９号
北九州市小倉南区葛原本町５丁目13番19号
債務者　神野　達広
１　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１８７号
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸3085番地
債務者　中野佐栄子
１　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６２号
佐賀県佐賀市若宮２丁目14番１号
債務者　山下　真澄
１　決定年月日時　平成24年10月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６５号
佐賀県佐賀市大財４丁目５番５号
債務者　矢野　幸成
１　決定年月日時　平成24年10月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係